

令和元年度アイヌ政策推進交付金交付決定について  
 (交付決定日：令和元年9月30日)

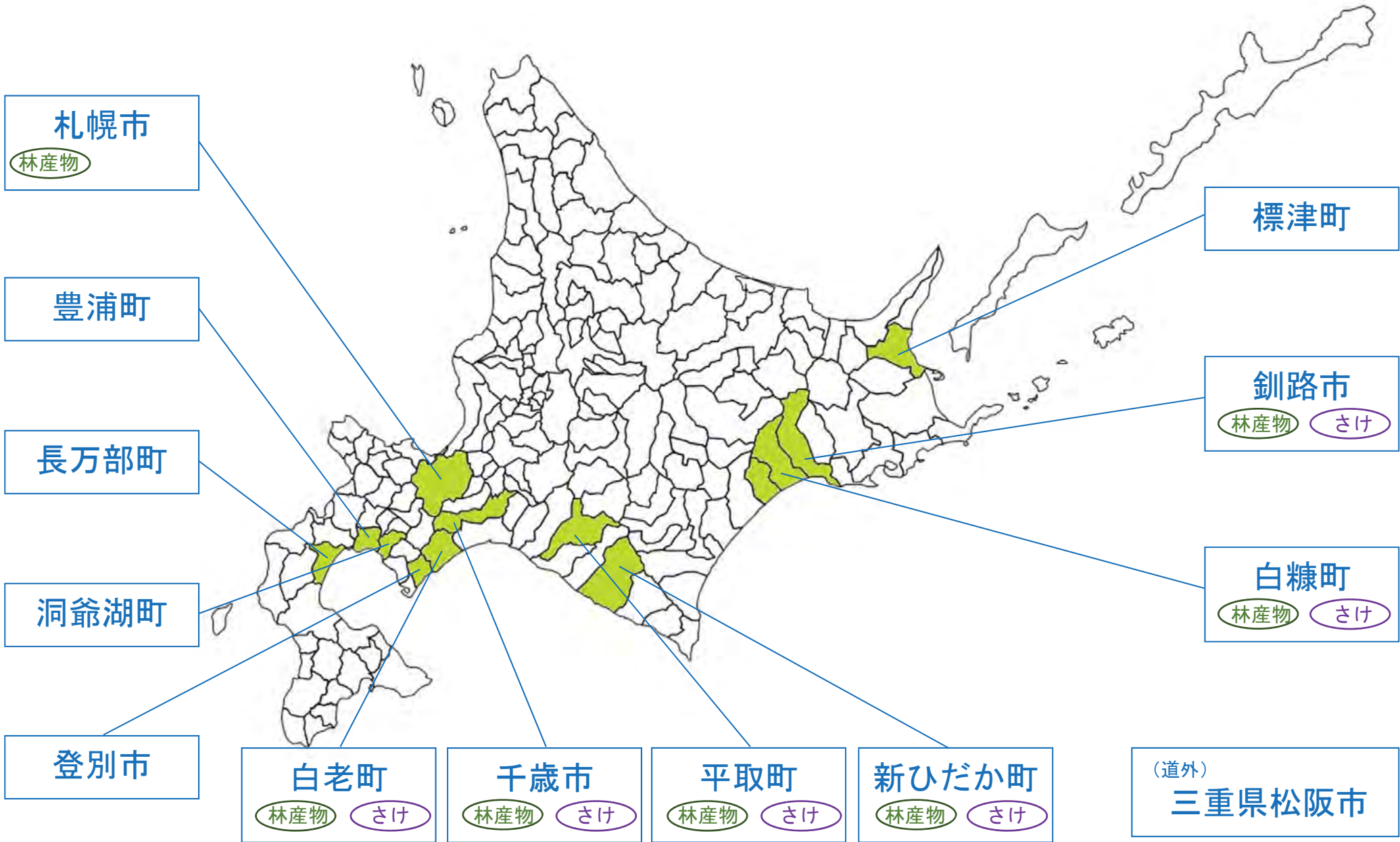
市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 札幌市	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌駅前通地下歩行空間においてアイヌ古式舞踊披露等のイベントを開催</li> <li>札幌市アイヌ文化交流センターにアイヌ食文化の発信スペースを設置</li> <li>「さっぽろ雪まつり」においてアイヌ文化等を発信</li> <li>アイヌ民工芸品PR用の映像コンテンツの制作</li> <li>小中高生を対象としてアイヌ文化を体験するプログラムを提供</li> </ul>	100,536
北海道 釧路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文様デザインの作成及び知的財産としての管理</li> <li>アイヌ文化体験及びアイヌアート展示のためのオンネチセの改修（基本設計）</li> <li>アイヌ文化ガイド事業を構築し、そのプロモーションを実施</li> <li>WEB、動画等によりアイヌ文化について国内外に発信するプロモーションを実施</li> <li>阿寒湖アイヌコタンやイコロシアターのプロモーションを日本各地において実施</li> <li>冬期観光イベント「氷上フェスティバル」においてアイヌ音楽等を披露</li> <li>釧路市動物園に動物とアイヌ文化との関係を理解するための施設整備（事前調査）</li> <li>釧路市立博物館においてアイヌ文化の映像展示コーナーを新設</li> <li>WEBや動画作成を通じ、若手アーティストのプロモーションを実施</li> <li>アイヌ文様デザインのアパレル商品の情報発信と販売促進</li> <li>アイヌの高齢者が保有する文化知見（古式舞踊、工芸、儀式等）を保存・継承</li> </ul>	131,611
北海道 千歳市	<ul style="list-style-type: none"> <li>新千歳空港や道の駅等での千歳アイヌ文化の情報発信</li> <li>アンカレッジ市を訪問し、少数民族との交流計画を協議</li> <li>新千歳空港から千歳市内やウポポイへ接続するアイヌ文化観光ルートの開発</li> <li>千歳川を遡上した鮭のマレク漁などのアイヌ文化観光のプロモーションを実施</li> </ul>	46,236
北海道 登別市	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ史跡を紹介する案内看板の設置</li> <li>JR登別駅前に情報発信拠点施設の整備（基本設計）</li> <li>ウポポイ経由（登別温泉～ウポポイ～新千歳空港～札幌）の都市間バスの運行</li> <li>アイヌ文様を活用した商品デザインの考案及び商品の販売</li> <li>ニュージーランドを訪問し先住民族と交流</li> </ul>	35,674
北海道 長万部町	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌブランド化のためのホタテ稚貝育成調査</li> </ul>	27,590
北海道 豊浦町	<ul style="list-style-type: none"> <li>礼文華生活館の改修</li> <li>伝統的儀礼の開催場所である礼文華海浜公園の再整備（基本構想）</li> </ul>	26,285
北海道 白老町	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ文化の継承のための人材育成（伝統手工芸の担い手等）</li> <li>小中学校における、アイヌ文化体験及び地場産品を活用した郷土給食</li> <li>ウポポイ及びアイヌ文化PRのためのプロモーションを実施</li> <li>アイヌ文様ラッピングバスの運行</li> <li>小中学校の継続的な学力向上を目的とした学習支援員の配置</li> </ul>	37,749
北海道 洞爺湖町	<ul style="list-style-type: none"> <li>本町生活館の建替えによるアイヌ民族共生拠点施設の整備（基本設計）</li> </ul>	20,000

市町村名	交付対象事業	交付決定額 (単位：千円)
北海道 平取町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌの人々の心の拠り所となる精神文化の拠点（慰霊塔）の整備</li> <li>・博物館所蔵資料のうち主な民具を高解像度で撮影し台帳・図録をデータ管理</li> <li>・アイヌ工芸体験交流事業（木彫や織物、レーザー彫刻機など体験メニューを実施）</li> <li>・観光プロモーション実施のための調査、基本構想等の作成</li> <li>・イベントにおいて、木彫り体験等を実施</li> <li>・アイヌ文化に触れてもらうきっかけづくりとして、謎解きイベントなどを実施</li> <li>・アイヌ文化+食や温泉といった観光コンテンツを回遊してもらう仕組みを作成</li> <li>・2021年のジャパンハウス（ロンドン）におけるアイヌ文化発信のための準備</li> <li>・アイヌ文様ラッピングを施したバスを生活館等を拠点に2地区で運行</li> <li>・アイヌ工芸家等の育成研修施設（イオル文化交流センター）の整備（基本設計）</li> <li>・新たなアイヌブランドの開発・製造のためのレーザー彫刻機等の導入</li> <li>・アイヌ文化のブランド化推進（商品の試作や、販売のための市場調査）</li> <li>・21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト（国有林野内での育成状況の調査等）</li> <li>・フィンランドの少数民族との交流</li> <li>・中学生及び平取高校生を対象とした公営塾の運営</li> </ul>	102,720
北海道 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ古式舞踊の映像保存及び伝統音楽音源のデジタル化</li> <li>・アイヌ民俗資料館の多機能型交流施設への改築（基本構想）</li> <li>・生活館の集約化及び改修</li> </ul>	55,343
北海道 白糠町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白糠アイヌの伝承拠点等の海外への情報発信</li> <li>・小学生の放課後学習サポート及び白糠高校生を対象とした公営塾の運営</li> <li>・中学生・高校生を対象とした海外先住民族との交流</li> </ul>	34,359
北海道 標津町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標津遺跡群とその周辺の文化財群の総合的な活用を検討するための会議の開催</li> <li>・伝統的アイヌ文様刺繍等の文化教室の開催</li> <li>・アイヌ文化にまつわる観光ルート構築のための観光動向調査</li> <li>・アイヌに関する文化財である「標津番屋屏風」等の高精細レプリカの制作</li> <li>・ポー川史跡自然公園の野外案内板の多言語対応</li> <li>・ポスターやパンフレットなどのアイヌ文化PR資料の制作</li> <li>・アイヌ文様ラッピングバス・ワゴンの運行</li> </ul>	37,620
三重県 松阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等</li> <li>・「松浦武四郎記念館」でのアイヌ文化関連特別展の開催</li> </ul>	3,087
合計		658,810

※ 今後の予定

今後、今年11月11日までに市町村から国に対し認定申請のあったアイヌ施策推進地域計画については年内に、第2回目の地域計画の認定と交付金の交付決定を予定

令和元年度 アイヌ政策推進交付金交付市町村



# 令和元年度アイヌ政策推進交付金交付決定（事業例） （交付決定日：令和元年9月30日）

## イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 （0.2億円）

- ・ アイヌ古式舞踊の映像保存及び伝統音楽音源のデジタル化<新ひだか町>
- ・ 標津遺跡群とその周辺の文化財群の総合的な活用を検討するための会議の開催<標津町>

## ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業（0.2億円）

- ・ アイヌ工芸体験交流事業（木彫や織物、レーザー彫刻機など体験メニューを実施）<平取町>
- ・ 「武四郎まつり」でのアイヌ古式舞踊の披露等<三重県松阪市>

## ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業 （4.7億円）

- ・ 「さっぽろ雪まつり」においてアイヌ文化等を発信<札幌市>
- ・ アイヌ文様デザインの作成及び知的財産としての管理<釧路市>
- ・ 新千歳空港や道の駅等での千歳アイヌ文化の情報発信<千歳市>
- ・ ウポポイ経由（登別温泉～ウポポイ～新千歳空港～札幌）の都市間バスの運行<登別市>
- ・ アイヌブランド化のためのホタテ稚貝育成調査<長万部町>
- ・ 21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト（国有林野内での育成状況の調査等）<平取町>

## ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業（1.5億円）

- ・ アイヌの高齢者が保有する文化知見（古式舞踊、工芸、儀式等）を保存・継承<釧路市>
- ・ 礼文華生活館の改修<豊浦町>
- ・ 小中学校の継続的な学力向上を目的とした学習支援員の配置<白老町>
- ・ 本町生活館の建替えによるアイヌ民族共生拠点施設の整備（基本設計）<洞爺湖町>
- ・ 中学生・高校生を対象とした海外先住民族との交流<白糠町>

※ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）第10条第2項第2号に基づき事業を分類している。

## 〈参照条文〉

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
(平成三十一年法律第十六号)(抄)

(アイヌ施策推進地域計画の認定)

第10条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき(当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して)、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(以下「アイヌ施策推進地域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 アイヌ施策推進地域計画の目標

二 アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

ロ アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

ハ 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

ニ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

ホ その他内閣府令で定める事業

三 計画期間

四 その他内閣府令で定める事項

3 (略)

4 第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野(国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。)において採取する事業に関する事項を記載することができる。

5 前項に定めるもののほか、第二項第二号(ニを除く。)に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法(以下この項において「儀式等」という。)の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面をいう。)において採捕する事業(以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第二項第二号(ハに係る部分に限る。)に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業(以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。)に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。

7~8 (略)

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10~14 (略)

(交付金の交付等)

第15条 国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業(第十条第二項第二号に規定するものに限る。)の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。